

独立行政法人日本学生支援機構
平成16年規程第47号
最近改正 平成30年規程第17号

客員研究員に関する規程を次のように定める。

平成 16 年 10 月 1 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北 原 保 雄

客員研究員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の客員研究員(組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第22条第4項の規定に基づき機構外部の者をもって充てる研究員をいう。)の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 客員研究員は、主に調査研究を行おうとする部等の長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

2 部等の長は、前項の推薦にあたっては、当該客員研究員候補者が他の機関に所属している場合、あらかじめ当該客員研究員候補者が所属する機関の長の承認を得なければならない。

(任期)

第3条 客員研究員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(謝金等の支給)

第4条 機構は、客員研究員に謝金及び交通費を支給することができる。

2 客員研究員の謝金の額は、別表に定める額を基準として決定する。

(服務心得の遵守)

第5条 客員研究員は、非常勤職員就業規則(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第45号)第2章第1節に規定する服務心得を遵守しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、客員研究員に関し必要な事項については、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第5号)

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第3号）
（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、平成21年2月12日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第13号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第17号）
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）客員研究員の謝金（1時間あたり）に係る基準

区分	額
部局長等経験者	5,180円
教授職 相当	4,540円
准教授職 相当	4,020円